

熊本市コミュニティボード実施要綱

制定	平成	8年	11月	1日	都市整備局長決裁
改正	平成	13年	8月	1日	都市整備指導課長決裁
	平成	18年	4月	1日	開発景観課長決裁
	平成	31年	4月	1日	都市整備景観課長決裁
	令和	3年	4月	1日	都市デザイン課長決裁
	令和	3年	11月	24日	都市デザイン課長決裁
	令和	4年	10月	13日	都市デザイン課長決裁
	令和	6年	4月	1日	都市デザイン課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市コミュニティボードの利用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 コミュニティボードは、違反広告物をなくし街の美化を維持するとともに、市民への情報発信の場を提供することにより、市民のコミュニティ活動を推進することを目的とする。

(コミュニティボードの設置場所)

第3条 コミュニティボードの設置場所は、別表第1のとおりとする。

(維持管理)

第4条 この要綱に定めるコミュニティボードの維持管理は、都市デザイン課が行う。

(利用者の心得)

第5条 コミュニティボードを利用し、又は利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、コミュニティボードの利用にあたり、通行者及び他の利用者に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(掲示物の制限)

第6条 コミュニティボードに掲示できる広告物は、次の各号のいずれにも該当する広告物とする。

- (1) はり紙で、裏打ちされていないもの
- (2) 大きさは、B3版（縦515mm、横364mm）以下のもの
- (3) 表示者名および連絡先の電話番号を明記してあるもの

2 市長は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は利用を認めないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 国又は地方公共団体の政策についての主義主張
- (6) 個人または法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 人権侵害につながるおそれがあるもの
- (9) 国又は地方公共団体が掲示しようとするもの
- (10) 前各号に定めるもののほか、掲示する広告として不適当であると市長が認めるもの

3 掲示物の基準に関する細目は別表2のとおりとする。

(掲示の期間)

第7条 広告物を掲示できる期間は、月の初日から同月の27日までとする。ただし、2月のみ月の初日から同月の25日までとする。

(手数料)

第8条 掲示の申請にかかる手数料は無料とする。

(利用申請及び承認)

第9条 利用者は、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、掲示を希望する月の前の月の初日から15日（週休日及び祝日にあたる場合は、前営業日）までの間に、熊本市コミュニティボード使用承認申請書（様式第1号）に承認を受けようとする掲示物を添えて、市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による期間の経過後、第1項の承認にかかる掲示場所を抽選により決定するものとする。
- 4 市長は、第1項の承認をしたときは、熊本市コミュニティボード使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。なお、承認書には抽選により決定した掲示場所等を付すものとする。
- 5 第2項の承認を受けようとする掲示物は、利用者1団体等につき1枚とする。

（掲示の方法等）

第10条 利用者は、広告物が散乱しないよう布製のガムテープ等を用いて貼り、かつ取り外すことが困難でない状態にて掲示するものとする。ただし、ガラス戸付きの掲示板については、この限りではない。

- 2 掲示するポスターは、掲示板の美観風致を損なわないよう、雨や風、紫外線などに耐えうる対策を行うよう努めること。

（広告物の除却）

第11条 掲示期間が満了しても広告物が掲示されている場合は、市長が命じたもの若しくは委任したものが除却し廃棄することができる。

（利用者の賠償責任）

第12条 利用者は、故意または過失によりコミュニティボードに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	コミュニティボード番号	設置場所	通称
1	2	武蔵ヶ丘4丁目	武蔵ヶ丘団地郵便局前
2	5	麻生田3丁目	麻生田小学校前
3	8	池田4丁目 765 地先	崇城大学駅前
4	9	黒髪2丁目	熊本大学前
5	1 1	上熊本1丁目	県立体育館前
6	1 4	草場町	白川公園前
7	2 1	新町2丁目	第一高校正門前
8	2 2	春日5丁目	春日小学校前
9	2 3	大江2丁目	学園大通り公園内B
1 0	2 4	田崎2丁目	県営田崎団地内
1 1	2 6	九品寺6丁目	今町公園前
1 2	2 7	本荘2丁目	熊本大学医学部前
1 3	2 8	本荘1丁目	熊本大学病院前
1 4	2 9	九品寺1丁目	小松原公園前
1 5	3 0	大江4丁目	イオン熊本中央店前
1 6	3 1	大江5丁目	ウェルパルクまもと前
1 7	3 2	大江3丁目	白川中学校前
1 8	3 3	大江3丁目	学園大通り公園内
1 9	3 6	大江3丁目	ゆめタウン大江前
2 0	3 7	大江3丁目	県立劇場前
2 1	3 8	大江6丁目	市立図書館前
2 2	3 9	白山3丁目	九州電力大江変電所前
2 3	4 0	水前寺1丁目	戸井の外公園前
2 4	4 1	帯山1丁目	帯山西小学校北側
2 5	4 2	帯山2丁目	保田窪バス停前
2 6	4 4	長嶺南2丁目	身障者福祉センター前
2 7	4 5	月出3丁目	県立大学北側
2 8	5 2	東町4丁目	九州陸運協会前
2 9	5 3	東町3丁目	第二高校前
3 0	5 4	東本町	税務大学校前
3 1	5 6	水源1丁目	熊本市動植物園前
3 2	5 7	神水本町	市民病院跡地交差点
3 3	5 8	神水本町	マリエール神水苑前
3 4	5 9	神水本町	熊本商業高校歩道橋下
3 5	6 0	神水1丁目	熊本商業高校前
3 6	6 2	出水1丁目	グリーンリッチホテル水前寺前
3 7	6 3	出水4丁目	出水南小学校西側
3 8	6 4	江津2丁目	県営江津団地前
3 9	6 5	出水4丁目	熊本出水郵便局そば
4 0	6 6	良町4丁目	浜線健康パーク前
4 1	6 7	八幡6丁目	川尻南部中央団地

別表第2（第6条関係）

項 目	内 容
(1) 法令等に違反するもの	法令及び本市の条例・規則等に違反するおそれがあるもの
(2) 公序良俗に反するもの	社会的な道德観念に反するなど、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
(3) 政治性のあるもの	選挙又は政党・政治団体その他の政治活動を行う団体の活動の推進を主目的とするもの
(4) 宗教性のあるもの	宗教団体による布教推進を主目的とするもの
(5) 国又は地方公共団体の政策についての主義主張	市民に大きな影響を与えるもの若しくは市民の意見を二分するような国などの施策についての主義主張をしているもの
(6) 個人または法人の名刺広告	個人、団体等の意見広告及び名刺広告
(7) 美観風致を害するおそれがあるもの	著しく汚染し又はたい色しているもの若しくはポスターに対して文字が大きすぎるなど美観風致を著しく損なうおそれがあるもの
(8) 人権侵害につながるおそれがあるもの	人の名誉をき損し、侮辱するおそれがあるもの
(9) 国又は地方公共団体が掲示しようとするもの	熊本市屋外広告物条例第10条第2項第9号に定める公共的団体（国、地方公共団体、自治会など）が実施する事業及びその公共的団体から委託等（委託を受けている事業、指定管理事業など）をうけている事業。ただし、公立学校のポスターは掲示できるものとする。
(10) 前各号に定めるもののほか、掲示する広告として不適当であると市長が認めるもの	その他市長が不適当と認めるもの

熊本市コミュニティボード使用承認申請書

年 月 日

熊本市長 様

1 掲示期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 申請者 団体名 :

郵便番号 :

住所 :

氏名 :

電話番号 :

3 掲出内容

4 確認事項 該当するものに☑をしてください。

☐ 法令及び本市の条例・規則に違反したものではない。

☐ 社会的な道徳観念に反するなど、公の秩序又は善良な風俗を乱したものではない。

☐ 選挙又は政党・政治団体その他の政治活動を行う団体の活動の推進を主目的とするものではない。

☐ 宗教団体による布教推進を主目的としたものではない。

☐ 市民に大きな影響を及ぼす若しくは、市民の意見を二分するような国などの施策について主義張をしているものではない。

☐ 個人、団体等の意見広告及び名刺広告ではない。

☐ 著しく汚染し又はたい色しているもの若しくはポスターに対して文字が大きすぎるなど美観風致を著しく損なっているものではない。

☐ 人の名誉をき損し、侮辱するものではない。

☐ 国又は地方公共団体及び自治会が実施する事業及びその公共団体から委託等をうけている事業のものではない。

5 その他 申請者数が当選枠に満たない場合、2回目の抽選を行います。

2回目の抽選を希望しますか？ （ はい ・ いいえ ） （どちらかに○をしてください）

熊本市コミュニティボード使用承認書

申請者 住所

団体名

氏名

電話番号

付けで申込みのあった広告物については、熊本市コミュニティボード実施要綱第9条第4項により、下記のとおり承認します。

年 月 日

熊本市長
(公印省略)

記

掲示期間	年 月 日 ～ 年 月 日
掲示内容	

グループ	枠番号

※ 注意事項